

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年10月14日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	福生市
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	116-2-1(2)
6. 独自利用事務の対象者	・私立幼稚園に在籍する小学校就学前子どもの保護者・私立の特定教育・保育施設に在籍する小学校就学前子どもの保護者・幼稚園類似施設に在籍する園児の保護者
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和4年9月27日
8. 保護評価の実施の有無	有
9. 評価書番号	43
10. 保護評価書の名称	私立幼稚園等の保育料等に係る補助金の交付に関する事務 基礎項目評価書
11. 保護評価書のURLリンク	<a href="https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search">https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search</a>
12. 委任関係	

執行機関名 福生市長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	私立幼稚園等の保育料等に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		福生市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第35号)別表第1の第7の項 私立幼稚園等の保育料等に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第1条	福生市私立幼稚園等の園児の保護者に対する補助金交付規則(平成24年規則第29号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の(子ども及び子どもを養育している者)に必要な支援を行い、もって一人一人の(子どもが健やかに成長することができる社会の実現)に寄与することを目的とする。	第一条 この規則は、私立の特定子ども・子育て支援施設等のうち幼稚園(以下「私立幼稚園」という。)に在籍する小学校就学前子どもの(保護者)(以下「施設等利用給付認定保護者」という。)、私立の特定教育・保育施設に在籍する小学校就学前子どもの(保護者)(以下「教育・保育給付認定保護者」という。)又は幼稚園類似施設に在籍する園児の(保護者)の(経済的負担を軽減)するため、保護者の所得状況に応じた(補助金を交付)し、もって(幼稚園教育の振興)に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		福生市私立幼稚園等の園児の保護者に対する補助金交付規則